

# 資格停止措置一覧表

令和4年10月31日

No.	業者名	所在地	資格停止期間	事由
1	中外テクノス(株) 中部支社	名古屋市守山区花咲台二丁目303番地	4. 11. 1 ~ 5. 1. 31 (3箇月)	<p>公正取引委員会は、広島県及び広島市が発注する特定コンピュータ機器の入札等において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていた11社に対して、令和4年10月6日付けで排除措置命令及び課徴金納付命令を行った。</p> <p>このうち、岐阜市上下水道事業部に登録のある3社については、岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領第2条に定める別表第2-5（独占禁止法違反行為）に該当することから、競争入札参加資格停止措置を行う。</p> <p>また、課徴金減免制度の適用を受けた西日本電信電話(株)については、資格停止期間を2分の1に短縮する。</p> <p>(独占禁止法の正式名：私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)</p>
	Dynabook(株) 中部支社	名古屋市中区錦三丁目15番15号	同上	
	西日本電信電話(株) 岐阜支店	岐阜市梅ヶ枝町二丁目31番地	4. 11. 1 ~ 4. 12. 16 (1. 5箇月)	